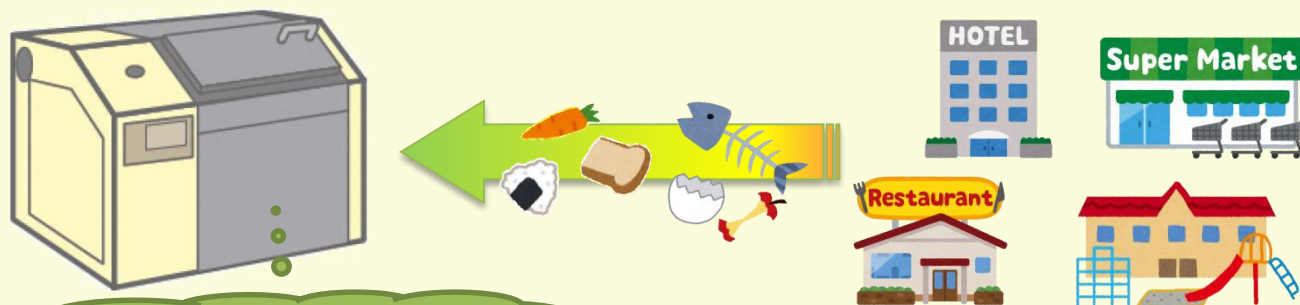


「事業用生ごみ処理機 補助制度」 のご案内

金沢市では、事業用生ごみ処理機を設置し、生ごみ（事業系一般廃棄物）の減量に取り組む店舗・事業所の方へ、導入にかかる経費の一部を助成しています。



事業用生ごみ処理機

- ・ 生ごみを保管せずすぐに処理できるので**衛生的**！
- ・ 微生物のはたらきにより、生ごみを分解・発酵
→ 生ごみが**減量**、**消滅**または**堆肥**に生まれ変わります！
- ・ 家庭用のものと比べて、より多くの生ごみを処理できます！

助成金額

1つの店舗・事業所につき1台まで

購入費用※またはリース費用※の2分の1を補助します

〔 上限額(1万円未満切り捨て) 〕
購入する場合 = **100万円まで**
リースする場合 = **年間20万円(5年間で最大100万円)**

令和3年度から新たに追加！

※これらの費用には設置工事費を含みます

制度の対象となる事業者・手続きの詳細は裏面へ

金沢市環境局 ごみ減量推進課 事業ごみ対策室

金沢市柿木畠1番1号(金沢市役所第二本庁舎1階)

TEL:(076)220-2521 FAX:(076)260-7193

E-mail: gomigen@city.kanazawa.lg.jp

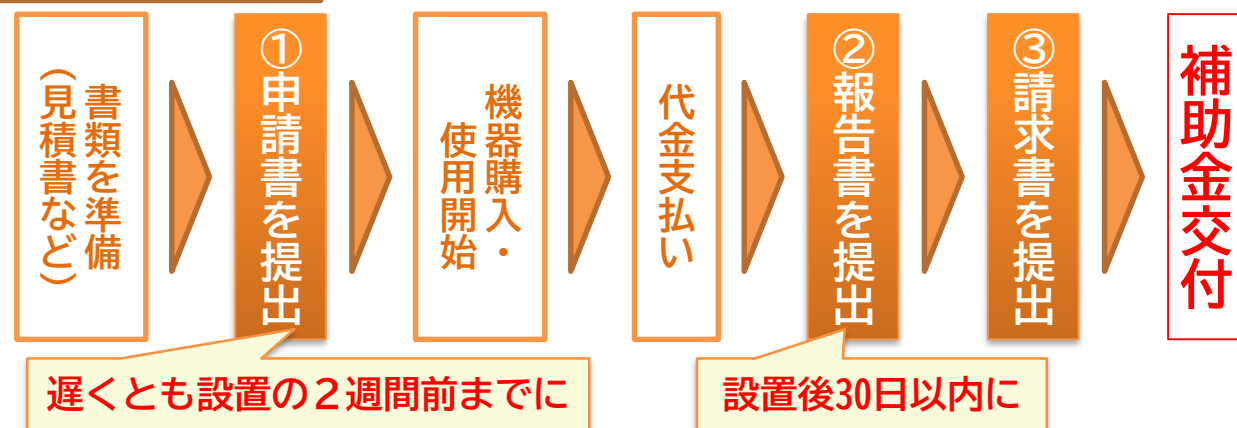


補助対象者の要件

- 金沢市内に店舗、事業所を有する法人または個人事業主
- 生ごみ処理機を設置し、生ごみ(事業系一般廃棄物に限る)を適切に処理できる
- 生ごみ処理機の使用状況などの調査や本市への生ごみ処理量報告に応じられる
- 生ごみ処理に係る本市の補助金を受けていない
- 本市税を滞納していない

手続きの流れ

購入する場合



リースする場合



市に提出する書類に添付するもの

※リースする場合、2年目以降は不要

- ①の申請書…見積書、仕様書、住民票または商業登記簿、設置場所の図面、写真など※
- ②の報告書…契約書・領収書の写し、設置後の生ごみ処理機の写真

要注意!

①申請書の提出は購入・リース契約前に行う必要があります!

まずは ごみ減量推進課(表面下部)までお問い合わせください